

新型コロナ Q & A

【第4弾】

暮らしと営業 お役立ち編 日本共産党

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための「緊急事態宣言」を、5月末まで延長することを決定しました。今度こそ、「自粛と一体で補償を」の声を大きくし、実現する必要があります。日本共産党は、医療体制のひっ迫を打開し局面を変えることと、“安心して休める補償”を求め、第2次補正予算案をただちに編成することを求めています。同時に、当面のくらしや営業の困難を打開するために活用できる制度もあります。Q&Aで紹介します。

新型コロナ危機打開へ、たしかな情報
しんぶん赤旗をあなたも

日刊紙 月 3,497円

日曜版 月 930円



泉州民報

No. 70 発行：日本共産党阪南地区委員会
2020. 5. 18 岸和田市作才町1-10-37

※ 日本共産党阪南地区委員会は新型コロナ問題に関わる支援制度を紹介しました。

この冊子では、5月6日に『しんぶん赤旗』に掲載された「新型コロナ Q&A 暮らしと営業 お役立ち編」の内容を紹介しています。

「1人10万円」給付の手続きは？

Q 1人10万円の給付がありますが、手続きはどうすればいいのですか？

A 1人10万円の現金給付（特別定額給付金）は、世論の力で実現したものです。日本共産党など野党も要求してきました。

給付金を受け取るには市区町村への申請が必要です。すでに先払いで給付を始めた自治体もありますが、多くの市区町村ではこれから世帯主に申請書が郵送されてきます。申請書には給付対象者の氏名、合計金額が印刷されています。振込先の口座（世帯主名義）を記入し、口座を確認できる書類と本人確認の書類の写しとともに市区町村に郵送します。（マイナンバーカードを使ったオンライン申請もあります）

対象は2020年4月27日現在、国内に住む日本人と、国内に3カ月以上住み住所を登録している外国人です。

給付金は世帯主名義の銀行口座にまとめて振り込まれます。受け付け開始日は市区町村が決定します。申請期間は受け付け開始日から3カ月以内です。

なお、給付金に対する所得税、個人住民税は非課税です。また、差し押さえは法律で禁止されています。

● DV避難者も受け取れます

DVや虐待を理由に自宅から避難している人は、いまいる市区町村で給付金を受け取れます。

まだ公的支援を受けていないが一時的にホテルや知人宅に避難している人、虐待や性暴力など家に帰れない事情があり民間団体の宿泊支援を受けている未成年者も対象です。

世帯主に給付金が振り込まれてしまった後でも、給付を受けられます。

詳しくは行政のDV・虐待相談窓口や、行政と連携している民間の支援団体に相談してください。日本共産党の地方議員も相談に応じます。

● 生活保護利用の方 一保護費は減額されません

厚生労働省は4月21日、生活保護利用者の給付金を収入認定しないと通知しました。つまり、給付金を理由に保護費が減らされることはありません。

現金給付に関する問い合わせは総務省コールセンター ☎03(5638)5855（土日祝日除く午前9時～午後6時半）または、市区町村へ

特別定額給付金申請書 様式1

申請日 令和 年 月 日
令和元年4月27日現在の世帯主名義の住所
 世帯主(氏名)

市区町村
 交付印

〇世帯主(申請・受給者)

氏名	現住所	生年月日
署名(又は私印)	〒 市 区 町 丁目 番 号	明治 年 月 日
印(マイナンバーカード)	〒 市 区 町 丁目 番 号	年 月 日

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- 特別定額の給付に当たり、公債等で購入することがあります。
- 公債等で給付されない場合は、後述の欄に届出を記載します。また、他の市区町村に居住の届出を併せていただく必要があります。
- 申請書が、下記に記された受取口座に振込を継続、記載間違い等の事由により戻り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡(郵送)できない場合は、市区町村は当該申請を取り下げるものとします。
- 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還していただきます。
- 住民基本台帳に登記されている世帯主以外の者が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合、返還していただきます。

〇給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方がおられ、お書きを訂正してください)

氏名	続柄	生年月日	給付金の受取を希望しない方はチェック欄(口)に「×」を記入してください
1 千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日	<input type="checkbox"/>
2 千代田 花子	妻	平成2年4月1日	<input type="checkbox"/>
3 千代田 直子	子	令和元年12月31日	<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/>
合計金額	3 0 0 0 . 0 0 0 円		

〇受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(口)に「○」を入れて、必要事項を御記入ください。)

口A 指定の金融機関口座(管理主(申請・受給者)又はその代理人の口座)に振り込み。への振込を希望
(口Bの項目が各市区町村の水道料、住民税等の引当、児童手当等の給付に利用してはなりません。世帯主(申請・受給者)の名称である場合はこの場合は送付のキャッシュカードのコード一筆入力する必要があります。)
また、各市区町村の指定について、各市区町村のWebサイトに御確認ください。

(振込する口座) 本住所の口座 他住所の口座 児童手当等の受取口座

【受取口座記入欄】(長期入居のいない世帯主を記入してください。)

※指定口座の記入欄に「×」を記入した場合は、受取口座の記入欄に「×」を記入する必要があります。納付書は送付されません。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分行	口座番号	(フリガナ) 口座名義
小支店 支店 支店 支店	支店 支店 支店 支店	支店 支店 支店 支店	支店 支店 支店 支店	支店 支店 支店 支店

申請日 令和 年 月 日
 市区町村
 交付印

市区町村
 交付印

〇B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付(この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)
(申請書に記入の誤りがないことや申請期間が経過した後に記入している方が対象となります。)
 代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御確認ください。

申請書の見本 市区町村から届きます
 (実際に届く申請書とは若干異なる場合があります)

子育て世帯

Q 「1人10万円」とは別に子育て世帯に給付があると聞きましたが？

A 子育て世帯向け臨時特別給付金です。児童手当の受給世帯に、児童1人につき1万円が臨時に支給されます。

申請は不要で、対象者には、居住する市区町村が「お知らせ」をおこないます。対象は今年3月31日までに生まれた児童で、今年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。所得税、個人住民税は非課税となります。生活保護世帯にも給付され、収入認定されません。差し押さえは法律で禁止されています。

問い合わせは市区町村へ →P.6 へ

業者などへの給付金

Q 中小業者や個人事業主を対象にした給付金はどうなっていますか？

A 中小業者やフリーランスなど個人事業主には「持続化給付金」が出ます。ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に、昨年1年間の売り上げからの減少分を給付する制度です。医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人、フリーランスも対象です。用途に制約はありません。申請の流れは右の表のとおりです。

日本共産党は(1)売り上げ要件の廃止(2)家賃・リース代等の固定費を払える額への増額(3)1回限りではなく3カ月単位で支給を続ける一を提案。4月29日の志位委員長の問題（衆院予算委員会）で、首相は「（事態が）長引けば、さらなる対応等も考えなければならない」と答弁しました。

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

① 持続化給付金ホームページにアクセス

持続化給付金

検索

持続化給付金の申請用 HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

② 申請ボタンを押してメールアドレスなどを入力 **[仮登録]**

③ 入力したメールアドレスにメールが届いていることを確認して**[本登録]**へ

●基本情報 ●売上額 ●口座情報 を入力

法人・個人の基本 入力すると、申請 【通帳の写し】を
事項とご連絡先 金額を自動計算 アップロード！

④ 必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

==== 申 請 ====

持続化給付金事務局で申請内容を確認

※申請に不備があった場合はメールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で給付通知書を発送

ご登録の口座に入金

経済産業省のホームページから作成

相談は持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570へ
(5・6月は全日午前8時半～午後7時まで、7月は日～金 午前8時半～午後7時半・祝日除く)

融資制度は

Q 事業者向けの融資制度はどうなっていますか？

A 特別貸付・特別利子補給制度による公的金融機関の無利子・無担保融資が受けられます。

● 公的金融機関の無利子・無担保融資

新型コロナウイルスの影響を受けて(1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少(2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合でも、過去3カ月の平均売上高が5%以上減少一などの条件を満たせば対象になります。

● 民間金融機関の信用保証付き融資

中小業者が民間金融機関から融資を受けられる際には、一般保証(限度額2・8億円)を受けられます。それに加えて、売上高の減少率に応じてセーフティーネット4号、5号の特別制度(同2・8億円)の利用も可能です。別枠で危機関連保証(同2・8億円)も利用できます。これらの融資は、都道府県の制度融資を活用すれば、実質無利子・無担保となるケースもあります。

すでに受けている信用保証付きの融資も、制度融資を活用した実質無利子融資への借り換えが可能です。

問い合わせは、中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570(78)3183へ

税金などは

Q 税金や公共料金の支払いも大変。何か制度はありますか？

A 2月からの一定期間(1カ月以上)で、収入が前年同月比で20%以上減少した場合、納税が原則1年間猶予されます。担保は不要で、延滞税は全額免除。固定資産税などの軽減も。電気・ガス・水道など公共料金については、3月25日から支払い猶予の受け付けが始まっています。

問い合わせは、
税務署、市区町村、各事業者へ

指示され休業 補償は？

Q 会社の指示で仕事を休んだ場合の補償は？

A 会社の指示で休業する場合、休業手当(平均賃金の6割以上)が受け取れます。経営不振による「整理解雇」も、4要件(1)必要性(2)解雇回避の努力(3)人選の合理性(4)説明・協議に照らして妥当性が問われます。

有期雇用の中途解雇は、やむを得ない理由がない限り認められず、通常の解雇よりも厳しく判断されます。

なお、会社には休業手当に対する助成金制度(雇用調整助成金)がありますが、抜本的な拡充が必要です。日本共産党は「コロナ特例」をつくって(1)事前審査でなく事後審査に(2)休業手当の支払い前に給付が受けられるようにする(3)現在の上限1日8330円(月約16万円)ではなく賃金の8割、上限月30万円を補償する一に抜本的に改めることを求めています。

問い合わせは特別労働相談窓口(都道府県労働局)へ →P.6へ

休校に伴う休業には？

Q 休校に伴う休業補償はどうなっていますか？

A 休校に対応して(1)従業員(アルバイト等を含む)(2)業務委託契約で仕事をする個人一に対する厚労省の補償制度があります。小学校だけでなくフリースクールの休校、保育園や学童などの登園自粛要請、休校でなくても子どもの風邪症状や濃厚接触などのために仕事を休んだ保護者も対象になります。親だけでなく祖父母なども対象です。

子どもの基礎疾患のために仕事を休んだ場合も含まれます。対象期間は2月27日～6月30日。

● 従業員の場合

助成金が事業主に支給されます。その助成金を使って事業主が年休とは別に全額支給の有給休暇制度を新設。従業員はそれを利用する形です。制度がなければ要求しましょう。助成額の上限は1日8330円。

● 個人の場合

本人が申請書や添付書類（住民票、業務委託契約の証明など）を「受付センター」に郵送します。支援額はわずか1日4100円。業務委託ではない自営業者は対象外です。

いずれも抜本的改善が求められます。

問い合わせは厚労省コールセンター
☎0120(60)3999へ

生活・学費に困ったら

Q 生活や学費で困ったときに、利用できる制度は？

A 次のような制度があります。

● 生活福祉資金

緊急小口資金と総合支援資金があります。従来の「低所得世帯等に限定」を緩和し、収入の減少があれば、休業や失業状態でも適用の対象に。自営業者や個人事業主、アルバイトでも可能です。両方で最大80万円まで借りられます。返済時に住民税非課税世帯以下の場合は返還免除となります。

問い合わせは
市区町村の社会福祉協議会へ →P.6

● 住居確保給付金

家賃が3カ月支給されます(上限あり)。「特別な事情」がある場合、最長9カ月まで支給延長。離職・廃業をしていなくても、収入減少によって住居を失う恐れのある人も対象です。

自宅外で親から支援を受けず、アルバイトなどで生活をしている学生も対象になります。

問い合わせは市区町村へ →P.6へ

● 生活保護

厚労省は事務連絡で、「生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取」し、「速やかな保護決定」を求めました。

自動車保有などの弾力運用も求めています。

問い合わせは市区町村へ →P.6へ

● 学費などの支援

大学、短大、高専、専門学校生について、文科省は、新型コロナの影響で家計が急変した学生への支援についての事務連絡を出しています。それによると、4人世帯で年収が380万円以下の世帯の学生に、授業料・入学金の減免と給付型奨学金を支給するとしています。

各大学などでは、学生のネット署名などの取り組みもあり、直接支給を実施しているところもあります。

問い合わせは、
各学校の学生課、奨学金窓口へ

医療に困ったら

Q 医療で困ったとき、どんな制度がありますか？

A 次のような制度が利用できます。

● 国民健康保険料（税）の免除

政府は「緊急経済対策」で市区町村に国民健康保険料（税）の「免除等」を行うよう求め、その場合の保険料収入の減少分は、国が全額手当てすることを決めました。

「免除等」の対象は、主たる生計維持者の収入が前年比で3割以上減った世帯です。（前年の合計所得が1千万円超の場合などは除外）

● 資格証明書

国民健康保険料（税）の資格証明書（窓口で全額負担が必要）についても、新型コロナに関わる検査・治療については保険証と同じ扱いにするよう厚生労働省が通知を出しました。

● 国民健康保険でも傷病手当金

新型コロナ患者となった国保加入者に傷病手当金を支給することができます。財源は国が負担。また、自治体の裁量で対象を自営業やフリーランスに広げることも可能だと政府は表明しています。

問い合わせは市区町村へ →P.6 へ

大阪府の独自措置

「休業要請支援金」

● 要件

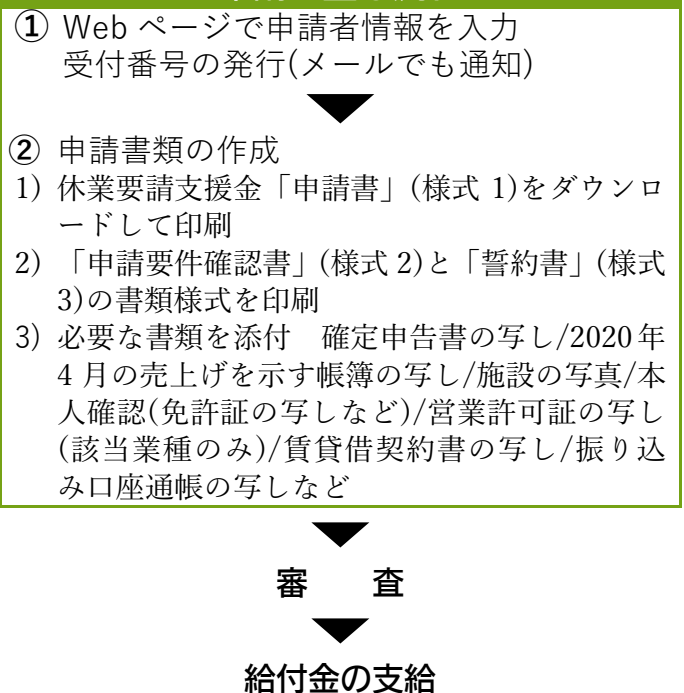
2020年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の（1）から（3）すべて満たすこと。

- (1) 大阪府内に主たる事業所を有していること。中小企業：本社が大阪府内にあること。個人事業主：事業所が大阪府内にあること。
- (2) 大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、2020年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ）
- (3) 2020年4月の売上が前年同月対比で、50%以上減少していること。

● 支給額

中小企業：100万円 個人事業主：50万円

申請の主な流れ



相談は休業要請支援金相談コールセンター
【電話】06-6210-9525
【FAX】06-6210-9504
午前10時～午後5時まで（日曜日を除く）

※現在、大阪府は休業要請外の中小企業への家賃等の固定費の支援も新たに検討しています。

連絡先一覧（公的機関・相談窓口）

● 給付金・措置・制度に関するもの

10万円給付金について

総務省コールセンター 03-5638-5855

持続化給付金について

持続化給付金コールセンター 0120-115-570

融資制度について

中小企業金融給付金相談窓口 0570-78-3183

休校に伴う補償について

厚労省コールセンター 0120-60-3999

特別労働相談窓口

大阪労働局 総合労働相談センター 0120-939-009

● 大阪府

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナ受診相談センター 06-7166-9911

府民向け相談窓口 06-6944-8197

保健所

和泉保健所 0725-41-1342

岸和田保健所 072-422-5681

泉佐野保健所 072-462-7701

大阪府「休業要請支援金」について

相談コールセンター 06-6210-9525

● 市役所・町役場

和泉市役所 0725-41-1551

高石市役所 072-265-1001

泉大津市役所 0725-44-7491

忠岡町役場 0725-22-1122

岸和田市役所 072-423-2121

貝塚市役所 072-423-2151

泉佐野市役所 072-463-1212

熊取町役場 072-452-1001

田尻町役場 072-466-1000

泉南市役所 072-483-0001

阪南市役所 072-471-5678

岬町役場 072-492-2001

● 市町村社会福祉協議会（社協）

和泉市社会福祉協議会 0725-43-7513

高石市社会福祉協議会 072-261-3656

泉大津市社会福祉協議会 0725-23-1393

忠岡町社会福祉協議会 0725-31-1666

岸和田市社会福祉協議会 072-437-8854

貝塚市社会福祉協議会 072-429-0294

泉佐野市社会福祉協議会 072-646-2259

熊取町社会福祉協議会 072-452-6001

田尻町社会福祉協議会 072-466-5015

泉南市社会福祉協議会 072-482-1027

阪南市社会福祉協議会 072-472-3333

岬町社会福祉協議会 072-492-0633

連絡先一覧（労働組合・各種団体）

● 民主商工会（営業に関する相談）

和泉高石民主商工会 0725-43-5893

泉大津忠岡民主商工会 0725-21-3680

岸和田民主商工会 072-445-3045

貝塚民主商工会 072-446-5683

泉佐野民主商工会 072-463-5801

泉南民主商工会 072-483-5640

● 労働組合（労働相談）

大阪労連阪南地区協議会 072-438-1340

● 農業関係の相談

農民連阪南支部協議会 090-3279-6856

● 生活と健康を守る会（生活に関する相談）

泉大津生活と健康を守る会 0725-32-3071
(午前中のみ)

岸和田生活と健康を守る会 072-432-3240

貝塚生活と健康を守る会 072-430-0078
(月・水~金の12:00~16:00のみ)

泉南地域生活と健康を守る会 090-2709-3801

● 法律関係の相談

阪南合同法律事務所 072-438-7734

新川司法書士事務所 072-444-9931

お困り事の相談は日本共産党へ

お気軽にご連絡ください

■ 和泉市議会議員団

早乙女 実 090-1715-7154

原 重 樹 090-9700-4743

岡 博 子 090-1599-7732

■ 高石市議会議員団

明石 宏隆 072-266-3090

松田 亜季 072-266-3090

■ 泉大津市議会議員団

田立 恵子 090-3829-2717

森 下 巖 090-3051-9790

■ 忠岡町議会議員団

是枝 綾子 090-8169-6454

河野 隆子 090-6908-8881

二家本 英生 090-5650-9058

■ 岸和田市議会議員団

今口 千代子 090-2102-3553

岸 田 厚 090-8456-7571

中井 良介 090-9116-1479

田中 市子 090-3926-7164

■ 貝塚市議会議員団

明石 輝久 090-8799-0827

■ 泉佐野市議会議員団

高道 一郎 090-1131-4889

福岡 光秋 090-5159-9719

■ 熊取町議会議員団

坂上 巳生男 080-3774-5232

江川 慶子 090-8123-7518

鱧谷 陽子 090-6052-4445

■ 田尻町議会議員団

小川 雄司 090-8467-4415

吉開 育子 090-8535-6082

■ 泉南市議会議員団

大森 和夫 090-4288-3607

和気 信子 090-3943-0168

■ 阪南市議会議員団

大脇 健五 090-4906-7777

河合 眞由美 090-8753-1369

■ 岬町議会議員団

中 原 晶 090-4298-7903

日本共産党阪南地区委員会 新型コロナウイルス対策本部

本 部 長:望月 亮佑(衆院大阪18区国政対策委員長)

副本部長:北村 みき(衆院大阪19区国政対策委員長)

〒596-0826 岸和田市作才町1-10-37

電話:072-437-8411 Fax:072-437-8414